

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第3号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 略</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 条例第24条の3第1項後段の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、短時間勤務職員に限る。）となった者</p> <p>ア・イ 略</p> <p><u>ウ 香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）の適用を受ける職員</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 教育長</p> <p>カ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 条例第7条第9項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p>

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の110以上100分の180以下
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の98.5以上100分の110未満
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の87
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の87未満

2 略

第15条 略

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の42.5超
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分42.5
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の42.5未満

2 略

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の115以上100分の190以下
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の103.5以上100分の115未満
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の92
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の92未満

2 略

第15条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の45超
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の45
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の45未満

2 略